

## 参考：藤沢市民会館周辺の地区計画について

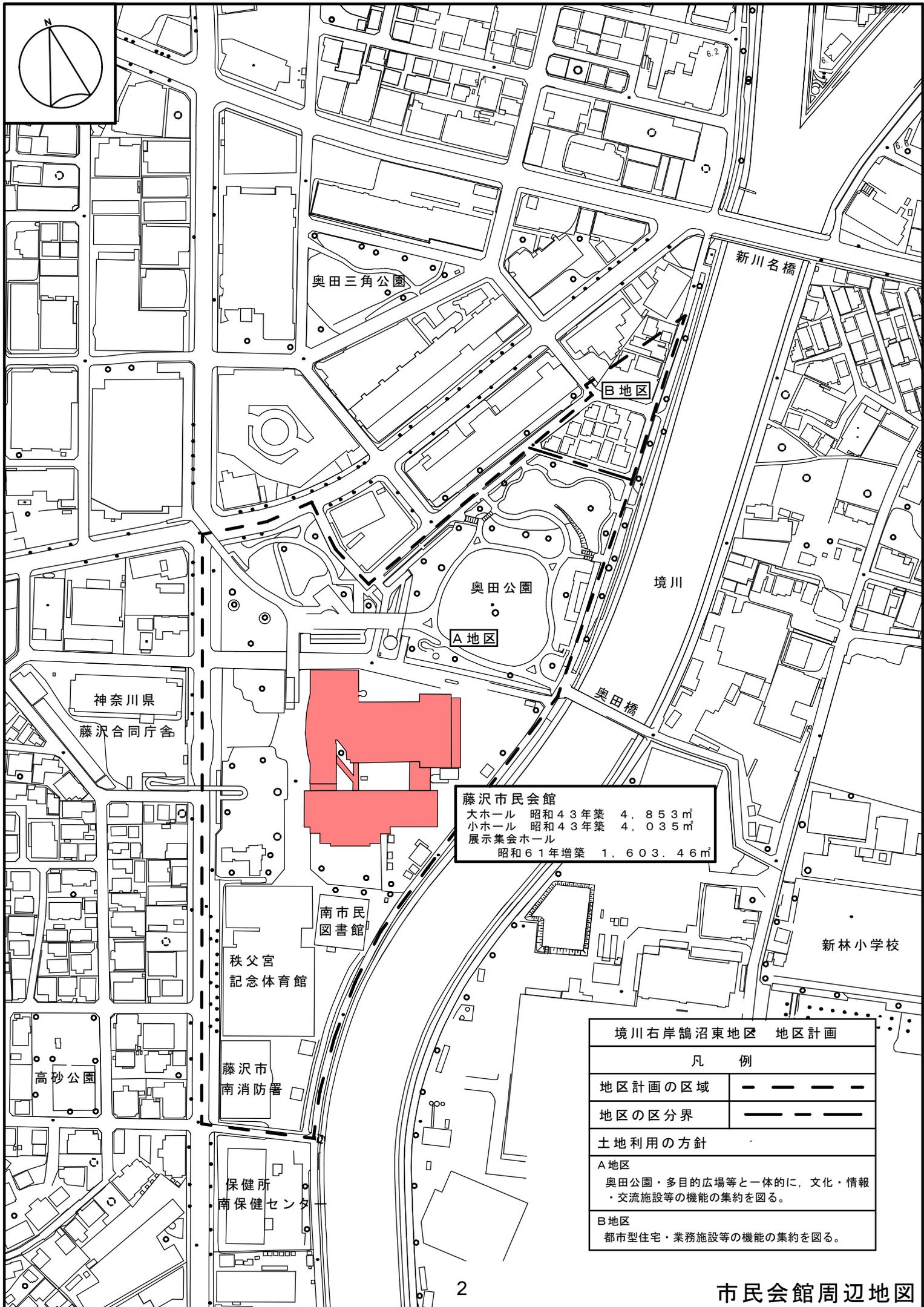
藤沢市民会館が設置されている場所は、境川右岸鶴沼東地区地区計画（以下「地区計画」という。）が定められており、生活、文化機能の拠点に相応しい地域とすべく、その活用について規制誘導を図っております。

### 1 地区計画の方針（A地区）

地区計画においては、生活、文化機能の拠点として、奥田公園・多目的広場等ゆとりある空間と一体的に、文化施設等による文化・情報・交流機能の集積を図るとともに、適正かつ合理的な土地利用を推進するものとしています。具体的な土地利用方針としては、奥田公園・多目的広場、道路網と関連させ、歩道状の空地の確保を図り、建築物の用途や壁面後退等の必要な基準を規定しています。

### 2 今後の土地利用について

この地区については、奥田公園や多目的広場と文化施設等が一体となった都心部の貴重なゆとりある空間を形成しており、将来にわたって保全することが必要であると考えます。したがって、今後も地区計画による規制誘導を継続するとともに、生活、文化機能の集積を図っていくものです。



奥田三角公園

B地区

A地区

奥田公園

境川

新川名橋

奥田橋

神奈川県  
藤沢合同庁舎

藤沢市民会館  
 大ホール 昭和43年築 4,853㎡  
 小ホール 昭和43年築 4,035㎡  
 展示集会ホール  
 昭和61年増築 1,603.46㎡

南市民  
図書館

新林小学校

秩父宮  
記念体育館

藤沢市  
南消防署

高砂公園

保健所  
南保健センター

境川右岸鵜沼東地区 地区計画	
凡 例	
地区計画の区域	— — — —
地区の区分界	—— ————
土地利用の方針	
A地区	奥田公園・多目的広場等と一体的に、文化・情報・交流施設等の機能の集約を図る。
B地区	都市型住宅・業務施設等の機能の集約を図る。